

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本	事業年度	令和5年4月1日～令和6年3月31日
-----	-------------------	------	--------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取会費	2,935,000 円
(正会員受取会費)	(2,760,000 円)
(協力会員受取会費)	(175,000 円)
受取寄付金	9,584,000 円
(賛助会員受取会費)	(9,500,000 円)
(受取寄付金)	(84,000 円)
受取助成金	11,846,500 円
(消費生活相談機能強化促進等補助金)	(11,296,500 円)
(消費者スマイル基金助成金)	(550,000 円)
事業収益	1,959,487 円
(消費者庁受託事業収入)	(1,959,487 円)
その他収益	432,942 円
諸謝金 (会議出席謝金 執筆謝金 講演謝金)	(406,156 円)
雑収入 (受取利息)	(26,786 円)
合 計	26,757,929 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
東京都 (ワンメッセージ 被害回復訴訟裁判手続資金 控訴・上告・第2回分)	1,370,000 円
	円
合 計	1,370,000 円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		11,296,500 円	消費生活相談機能強化促進等補助金
		1,959,487 円	消費者被害の実態調査受託
		1,200,000 円	2023 年度団体正会員会費
		1,000,000 円	2023 年度賛助会員会費
		1,000,000 円	2023 年度賛助会員会費

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		6,997,610 円	印刷代、ソフト代、消費者庁補助事業（ホームページ改修作業・オフィスドキュメントシステム設計・）
		2,518,504 円	被害回復訴訟 成功報酬、（簡易確定手続き）、会議出席謝金 書面起案・論点整理謝金・消費者庁受託事業・消費者庁補助事業
		2,392,500 円	ホームページメンテナンス代、ホームページリニューアル作業代
		2,359,264 円	被害回復訴訟 成功報酬・（簡易確定手続き）、会議出席謝金、消費者庁受託事業
		2,248,724 円	被害回復訴訟 成功報酬・（簡易確定手続き）、会議出席謝金、論点整理謝金、消費者庁補助事業

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付 年 月 日	対 価 の 額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項〔4寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
---------	----------------------

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
1人	2,113,308円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

[illegible]

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

[illegible]

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区 分		項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 ②÷①	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 ④÷①
			①	②	③	④	⑤
①	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日		27人	0人	0%	5人	18.5%
②	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～ 年 月 日		人	人	%	人	%
申 請 時			人	人	%	人	%

（注1） 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

（注2） ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ ☒ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	☒ はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「 <u>はい</u> 」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「 <u>はい</u> 」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員の状況

第 3 表付表 1

法人名		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申 請 時
役 員 数		25 人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0 人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		5 人	人	人	人	人	人	人

[illegible]

瀬戸 和宏		理事		0							平成 18 年 5 月 31 日就任
長田 三紀		理事		○							平成 17 年 2 月 18 日就任
中野 和子		理事		○							平成 21 年 9 月 30 日就任
橋本 康正		理事		0							令和 2 年 6 月 4 日就任
平野 裕之		理事		○							令和 4 年 6 月 14 日就任
福長 恵子		理事		○							平成 28 年 6 月 14 日
宮城 朗				○							平成 24 年 6 月 2 日
本木 時久		理事		○							令和 4 年 6 月 14 日就任
森 哲也		理事		○							令和 4 年 6 月 14 日就任
唯根 妙子		理事		○							平成 20 年 5 月 29 日就任
大木 茂敬		監事		○							令和 4 年 6 月 14 日就任
上山 精一		監事		○							令和 2 年 6 月 4 日就任 令和 5 年 6 月 13 日退任
五味 孝幸		監事		○							令和 5 年 6 月 13 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	会計ソフト (会計王) 2穴ファイル	発生日ごと	7年
総勘定元帳	会計ソフト (会計王) 2穴ファイル	発生日ごと	7年
給与台帳	エクセル使用	月1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のよう記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更は、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第4表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構 日本	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本
-----	-------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
	✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 消費者機構日本	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。） 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

下表は、令和5年4月1日～令和6年3月31日分

取引先の 氏名等	法人と の関係	役務の 提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
		4月18日	556	第(11)回理事会
		4月26日	4,454	第1検討チーム(7)
		5月16日	556	第(12)回理事会
		6月8日	4,454	第1検討チーム(8)
		7月4日	556	第1回理事会
		7月12日	4,454	検討事案選定会議②
		7月28日	4,454	第2回検討チーム①
		9月4日	4,454	第2回検討チーム②
		9月5日	556	第2回理事会
		9月25日	4,454	差止請求委員会③
		10月5日	556	第3回理事会
		10月11日	4,454	第2回検討チーム③
		11月9日	556	第4回理事会
		11月15日	4,454	検討事案選定会議⑦
		12月5日	556	第5回理事会
		12月11日	4,454	第2回検討チーム④
		1月23日	556	第6回理事会
		2月6日	4,454	第2回検討チーム⑤
		3月5日	556	第7回理事会
		3月7日	4,454	第2回検討チーム⑥
		3月19日	11,000	3/7 論点整理謝金(MDS)
		4月10日	4,454	エーチームアカデミー弁護士会議
		4月18日	556	第(11)回理事会
		4月19日	4,454	JAEXA事案打ち合わせ
		4月21日	4,454	JAEXA事案打ち合わせ
		5月8日	4,454	被害回復委員会(9)
		5月10日	4,454	差止請求委員会(8)
		5月16日	556	第(12)回理事会
		5月23日	4,454	ジェクサ弁護士準備会議
		6月20日	4,454	差止請求委員会①
		6月21日	4,454	ジェクサ弁護士準備会議
		6月26日	4,454	被害回復委員会①
		6月29日	4,454	ジェクサ弁護士準備会議
		1月27日	4,454	被害回復委員会(6)
		7月4日	556	第1回理事会
		8月29日	4,454	被害回復委員会②
		8月30日	4,454	差止請求委員会②
		9月5日	556	第2回理事会
		9月25日	4,454	差止請求委員会③
		9月27日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
		10月5日	556	第3回理事会
		10月25日	11,000	被害回復委員会④(実態調査②)
		10月30日	33,000	被害情報検討アドバイザー謝金(エスアイヘリス)
		11月1日	4,454	差止請求委員会④
		11月1日	22,000	書面起案謝金(レイラングループ)
		11月9日	556	第4回理事会
		11月13日	33,000	被害情報検討アドバイザー謝金(レイラングループ)
		11月27日	11,000	被害回復委員会⑤(実態調査③)
		11月28日	4,454	差止請求委員会⑤
		12月5日	556	第5回理事会
		12月25日	159,500	消費者庁補助事業 悪質勧誘事案対応謝
		12月25日	11,000	消費者庁補助事業 悪質勧誘事案対応謝
		1月9日	11,000	被害回復委員会⑥(実態調査④)
		1月15日	4,454	差止請求委員会⑥
		1月23日	556	第6回理事会
		1月30日	7,780	山梨差止期日① 交通費
		2月19日	4,454	被害回復委員会⑦
		2月21日	4,454	報酬審査委員会②

取引先の 氏名等	法人と の関係	役務の 提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
		2月27日	4,454	ストエネ弁護団準備会議⑦
		2月28日	4,454	差止請求委員会⑦
		3月5日	556	第7回理事会
		3月22日	4,454	被害回復委員会⑧
		3月26日	4,454	差止請求委員会⑧
		4月14日	38,427	順天堂被害回復訴訟 実費立替金
		1月27日	4,454	被害回復委員会(6)
		8月29日	2,200,000	順天堂被害回復訴訟成功報酬
		3月5日	556	第7回理事会
		4月18日	556	第(11)回理事会
		5月8日	4,454	被害回復委員会(9)
		5月10日	4,454	差止請求委員会(8)
		5月16日	556	第(12)回理事会
		6月20日	4,454	差止請求委員会①
		6月26日	4,454	被害回復委員会①
		1月27日	4,454	被害回復委員会(6)
		9月25日	4,454	差止請求委員会③
		9月27日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
		10月5日	556	第3回理事会
		10月25日	11,000	被害回復委員会④(実態調査②)
		11月1日	4,454	差止請求委員会④
		11月9日	556	第4回理事会
		11月27日	11,000	被害回復委員会⑤(実態調査③)
		11月28日	4,454	差止請求委員会⑤
		12月5日	556	第5回理事会
		12月25日	113,666	消費者庁補助事業 悪質勧誘事案対応謝
		12月25日	22,000	書面起案謝金(GOLDMINE)
		1月9日	11,000	被害回復委員会⑥(実態調査④)
		1月15日	4,454	差止請求委員会⑥
		1月23日	556	第6回理事会
		2月19日	4,454	被害回復委員会⑦
		2月28日	4,454	差止請求委員会⑦
		3月5日	556	第7回理事会
		3月13日	33,000	被害情報検討アドバイザー費用(GOLDMINE)
		3月22日	4,454	被害回復委員会⑧
		3月26日	4,454	差止請求委員会⑧
		4月18日	556	第(11)回理事会
		5月8日	4,454	被害回復委員会(9)
		5月10日	4,454	差止請求委員会(8)
		5月16日	556	第(12)回理事会
		6月26日	4,454	被害回復委員会①
		3月29日	11,000	論点整理謝金(NHK)
		1月27日	4,454	被害回復委員会(6)
		7月4日	556	第1回理事会
		8月10日	4,454	Dr.Y弁護団準備会議①
		8月29日	4,454	被害回復委員会②
		8月29日	1,100,000	順天堂大被害回復訴訟成功報酬
		8月30日	4,454	差止請求委員会②
		8月31日	4,454	Dr.Y弁護団準備会議②
		9月5日	556	第2回理事会
		9月25日	4,454	差止請求委員会③
		9月25日	4,454	Dr.Y弁護団準備会議③
		9月27日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
		10月5日	556	第3回理事会
		10月12日	33,000	被害情報検討アドバイザー謝金(ワンリーリステッド)
		10月24日	4,454	Dr.Y弁護団準備会議④
		10月25日	11,000	被害回復委員会④(実態調査②)
		11月1日	4,454	差止請求委員会④
		11月9日	556	第4回理事会
		11月27日	11,000	被害回復委員会⑤(実態調査③)
		1月27日	137,500	山梨県差止訴訟着手金
		11月28日	4,454	差止請求委員会⑤

取引先の 氏名等	法人と の関係	役務の 提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
		12月5日	556	第5回理事会
		12月13日	4,454	検討事案選定会議⑧
		12月25日	11,000	消費者庁補助事業 悪質勧誘事案対応謝
		1月9日	11,000	被害回復委員会⑥(実態調査④)
		1月15日	4,454	差止請求委員会⑥
		1月23日	556	第6回理事会
		1月30日	8,140	山梨差止期日① 交通費
		2月19日	4,454	被害回復委員会⑦
		2月28日	4,454	差止請求委員会⑦
		3月5日	556	第7回理事会
		3月22日	4,454	被害回復委員会⑧
		3月26日	4,454	差止請求委員会⑧
		4月18日	556	第(11)回理事会
		4月20日	4,454	第2回検討チーム(7)
		5月10日	4,454	差止請求委員会(8)
		5月16日	556	第(12)回理事会
		5月23日	4,454	第2回検討チーム(8)
		5月31日	60,500	エーチームアカデミー弁護士会議差止訴訟上告審着手金
		6月16日	4,454	第2回検討チーム①
		7月24日	4,454	第3検討チーム①
		9月5日	556	第2回理事会
		9月7日	4,454	第3検討チーム②
		9月25日	4,454	差止請求委員会③
		10月5日	556	第3回理事会
		10月16日	4,454	第3検討チーム③
		10月31日	33,000	被害情報検討アドバイザー謝金(サカイクリニック)
		11月1日	4,454	差止請求委員会④
		11月9日	556	第4回理事会
		11月15日	4,454	検討事案選定会議⑦
		11月27日	11,000	被害回復委員会⑤(実態調査③)
		11月29日	4,454	第3検討チーム④
		12月5日	556	第5回理事会
		12月18日	4,454	第3検討チーム⑤
		12月25日	11,000	消費者庁補助事業 悪質勧誘事案対応謝
		12月25日	22,000	論点整理謝金(サカイクリニック)
		1月15日	4,454	差止請求委員会⑥
		1月23日	556	第6回理事会
		2月13日	4,454	第3検討チーム⑥
		2月28日	4,454	差止請求委員会⑦
		3月5日	556	第7回理事会
		3月12日	4,454	第3検討チーム⑦
		3月19日	11,000	3/12 論点整理謝金(ZAIKO)
		3月26日	4,454	差止請求委員会⑧
		4月18日	556	第(11)回理事会
		5月8日	4,454	被害回復委員会(9)
		5月16日	556	第(12)回理事会
		6月26日	4,454	被害回復委員会①
		1月27日	4,454	被害回復委員会(6)
		7月4日	556	第1回理事会
		7月31日	4,454	第1検討チーム①
		8月22日	4,454	第1検討チーム②
		8月29日	4,454	被害回復委員会②
		9月12日	4,454	第1検討チーム③
		9月22日	33,000	被害情報検討アドバイザー謝金(アルパカ)
		10月5日	556	第3回理事会
		10月19日	4,454	第1検討チーム④
		10月25日	11,000	被害回復委員会④(実態調査②)
		11月9日	556	第4回理事会
		11月20日	4,454	第1検討チーム⑤
		11月27日	11,000	被害回復委員会⑤(実態調査③)
		12月5日	556	第5回理事会
		12月20日	4,454	第1検討チーム⑥

取引先の 氏名等	法人と の関係	役務の 提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
		12月25日	11,000	消費者庁補助事業 悪質勧誘事案対応謝
		1月9日	11,000	被害回復委員会⑥(実態調査④)
		1月23日	556	第6回理事会
		2月19日	4,454	被害回復委員会⑦
		3月5日	556	第7回理事会
		3月11日	4,454	第1検討チーム⑦
		3月19日	11,000	3/11 書面起案謝金(アルパカ)
		3月22日	4,454	被害回復委員会⑧
		4月18日	556	第(11)回理事会
		5月16日	556	第(12)回理事会
		7月4日	556	第1回理事会
		9月5日	556	第2回理事会
		10月5日	556	第3回理事会
		11月9日	556	第4回理事会
		12月5日	556	第5回理事会
		1月23日	556	第6回理事会
		2月8日	4,454	報酬審査委員会①
		2月21日	4,454	報酬審査委員会②
		3月5日	556	第7回理事会
		4月12日	4,000	検討事案選定会議(10)
		4月18日	500	第(11)回理事会
		4月26日	4,000	第1検討チーム(7)
		5月16日	500	第(12)回理事会
		5月17日	4,000	検討事案選定会議(11)
		6月8日	4,000	第1検討チーム(8)
		6月14日	4,000	検討事案選定会議①
		6月20日	4,000	差止請求委員会①
		7月4日	500	第1回理事会
		7月12日	4,000	検討事案選定会議②
		7月31日	4,000	第1検討チーム①
		8月22日	4,000	第1検討チーム②
		8月23日	4,000	検討事案選定会議③
		8月30日	4,000	差止請求委員会②
		9月5日	500	第2回理事会
		9月12日	4,000	第1検討チーム③
		9月20日	4,000	検討事案選定会議④
		10月5日	500	第3回理事会
		10月18日	4,000	検討事案選定会議⑤
		10月19日	4,000	第1検討チーム④
		11月20日	4,000	第1検討チーム⑤
		12月13日	4,000	検討事案選定会議⑧
		12月20日	4,000	第1検討チーム⑥
		1月23日	500	第6回理事会
		3月5日	500	第7回理事会
		3月11日	4,000	第1検討チーム⑦
		3月26日	4,000	差止請求委員会⑧
		4月12日	4,000	検討事案選定会議(10)
		4月18日	500	第(11)回理事会
		4月20日	4,000	第2回検討チーム(7)
		5月8日	4,000	被害回復委員会(9)
		5月16日	500	第(12)回理事会
		5月17日	4,000	検討事案選定会議(11)
		5月23日	4,000	第2回検討チーム(8)
		6月14日	4,000	検討事案選定会議①
		6月16日	4,000	第2回検討チーム①
		1月27日	4,000	被害回復委員会(6)
		7月4日	500	第1回理事会
		7月12日	4,000	検討事案選定会議②
		7月28日	4,000	第2回検討チーム①
		8月23日	4,000	検討事案選定会議③
		8月29日	4,000	被害回復委員会②
		9月4日	4,000	第2回検討チーム②

取引先の 氏名等	法人と の関係	役務の 提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
		9月5日	500	第2回理事会
		9月20日	4,000	検討事案選定会議④
		9月27日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
		10月5日	500	第3回理事会
		10月11日	4,000	第2回検討チーム③
		10月18日	4,000	検討事案選定会議⑤
		10月25日	11,000	被害回復委員会④(実態調査②)
		11月9日	500	第4回理事会
		11月15日	4,000	検討事案選定会議⑦
		12月11日	4,000	第2回検討チーム④
		12月13日	4,000	検討事案選定会議⑧
		12月25日	44,000	消費者庁補助事業
		1月23日	500	第6回理事会
		1月24日	4,000	検討事案選定会議⑧
		2月6日	4,000	第2回検討チーム⑤
		2月19日	4,000	被害回復委員会⑦
		2月21日	4,000	検討事案選定会議⑨
		3月5日	500	第7回理事会
		3月7日	4,000	第2回検討チーム⑥
		3月22日	4,000	被害回復委員会⑧
		4月18日	500	第(11)回理事会
		5月8日	4,000	被害回復委員会(9)
		5月10日	4,000	差止請求委員会(8)
		5月16日	500	第(12)回理事会
		6月20日	4,000	差止請求委員会①
		6月26日	4,000	被害回復委員会①
		1月27日	4,000	被害回復委員会(6)
		7月4日	500	第1回理事会
		8月30日	4,000	差止請求委員会②
		9月25日	4,000	差止請求委員会③
		10月5日	500	第3回理事会
		11月1日	4,000	差止請求委員会④
		11月9日	500	第4回理事会
		12月5日	500	第5回理事会
		1月15日	4,000	差止請求委員会⑥
		1月23日	500	第6回理事会
		2月19日	4,000	被害回復委員会⑦
		2月28日	4,000	差止請求委員会⑦
		3月5日	500	第7回理事会
		3月22日	4,000	被害回復委員会⑧
		3月26日	4,000	差止請求委員会⑧
		4月18日	500	第(11)回理事会
		5月10日	4,000	差止請求委員会(8)
		5月16日	500	第(12)回理事会
		7月4日	500	第1回理事会
		8月30日	4,000	差止請求委員会②
		9月5日	500	第2回理事会
		10月5日	500	第3回理事会
		11月9日	500	第4回理事会
		11月28日	4,000	差止請求委員会⑤
		1月15日	4,000	差止請求委員会⑥
		1月23日	500	第6回理事会
		2月8日	4,000	報酬審査委員会①
		2月21日	4,000	報酬審査委員会②
		2月28日	4,000	差止請求委員会⑦
		3月5日	500	第7回理事会
		3月26日	4,000	差止請求委員会⑧
		4月18日	556	第(11)回理事会
		5月16日	556	第(12)回理事会
		7月4日	556	第1回理事会
		10月5日	556	第3回理事会
		12月5日	556	第5回理事会

取引先の 氏名等	法人と の関係	役務の 提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
		1月23日	556	第6回理事会
		3月5日	556	第7回理事会
		4月18日	1,500	第(11)回理事会
		7月4日	1,500	第1回理事会
		9月5日	1,500	第2回理事会
		10月5日	1,500	第3回理事会
		11月9日	1,500	第4回理事会
		12月5日	1,500	第5回理事会
		1月23日	1,500	第6回理事会
		3月5日	1,500	第7回理事会
		4月18日	500	第(11)回理事会
		5月9日	1,500	監事監査交通費
		4月18日	500	第(11)回理事会
		5月16日	500	第(12)回理事会
		7月4日	500	第1回理事会
		9月5日	500	第2回理事会
		10月5日	500	第3回理事会
		1月23日	500	第6回理事会
		3月5日	500	第7回理事会
		4月18日	500	第(11)回理事会
		7月4日	500	第1回理事会
		10月5日	500	第3回理事会
		11月9日	500	第4回理事会
		12月5日	500	第5回理事会
		1月23日	500	第6回理事会
		3月5日	500	第7回理事会
		4月18日	500	第(11)回理事会
		5月16日	500	第(12)回理事会
		7月4日	500	第1回理事会
		9月5日	500	第2回理事会
		10月5日	500	第3回理事会
		11月9日	500	第4回理事会
		12月5日	500	第5回理事会
		1月23日	500	第6回理事会
		3月5日	500	第7回理事会
		4月18日	500	第(11)回理事会
		5月16日	500	第(12)回理事会
		7月4日	500	第1回理事会
		9月5日	500	第2回理事会
		10月5日	500	第3回理事会
		12月5日	500	第5回理事会
		1月23日	500	第6回理事会
		3月5日	500	第7回理事会
		4月18日	556	第(11)回理事会
		5月9日	1,670	監事監査交通費
		5月16日	556	第(12)回理事会
		7月4日	556	第1回理事会
		9月5日	556	第2回理事会
		10月5日	556	第3回理事会
		11月9日	556	第4回理事会
		12月5日	556	第5回理事会
		3月5日	556	第7回理事会
		7月4日	500	第1回理事会
		9月5日	500	第2回理事会
		10月5日	500	第3回理事会
		11月9日	500	第4回理事会
		12月5日	500	第5回理事会
		1月23日	500	第6回理事会
		3月5日	500	第7回理事会
		4月26日	4,454	第1検討チーム(7)
		5月17日	4,454	検討事案選定会議(11)
		6月8日	4,454	第1検討チーム(8)

取引先の 氏名等	法人と の関係	役務の 提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
		7月24日	4,454	第3検討チーム①
		8月10日	4,454	Dr.Y弁護士団準備会議①
		8月31日	4,454	Dr.Y弁護士団準備会議②
		9月7日	4,454	第3検討チーム②
		9月20日	4,454	検討事案選定会議④
		9月25日	4,454	Dr.Y弁護士団準備会議③
		9月29日	11,000	論点整理謝金(フリーステッチ)
		10月16日	4,454	第3検討チーム③
		10月24日	4,454	Dr.Y弁護士団準備会議④
		11月27日	137,500	山梨県差止訴訟着手金
		11月29日	4,454	第3検討チーム④
		12月18日	4,454	第3検討チーム⑤
		1月30日	8,200	山梨差止期日① 交通費
		2月13日	4,454	第3検討チーム⑥
		2月21日	4,454	検討事案選定会議⑨
		3月12日	4,454	第3検討チーム⑦
		4月20日	4,454	第2回検討チーム(7)
		5月23日	4,454	第2回検討チーム(8)
		7月12日	4,454	検討事案選定会議②
		8月29日	2,200,000	順天堂被害回復訴訟成功報酬
		9月12日	4,454	第1検討チーム③
		9月29日	11,000	論点整理謝金(テルテクノロジーズ)
		11月20日	4,454	第1検討チーム⑤
		12月13日	4,454	検討事案選定会議⑧
		12月25日	11,000	消費者庁補助事業 悪質勧誘事案対応謝
		4月20日	4,454	第2回検討チーム(7)
		5月17日	4,454	検討事案選定会議(11)
		5月23日	4,454	第2回検討チーム(8)
		6月16日	4,454	第2回検討チーム①
		6月16日	11,000	論点整理謝金(リタマインドジャパン)
		8月10日	4,454	Dr.Y弁護士団準備会議①
		8月22日	4,454	第1検討チーム②
		8月31日	4,454	Dr.Y弁護士団準備会議②
		9月25日	4,454	Dr.Y弁護士団準備会議③
		10月18日	4,454	検討事案選定会議⑤
		10月24日	4,454	Dr.Y弁護士団準備会議④
		11月27日	137,500	山梨県差止訴訟着手金
		12月20日	4,454	第1検討チーム⑥
		2月21日	4,454	検討事案選定会議⑨
		3月11日	4,454	第1検討チーム⑦
		4月26日	4,454	第1検討チーム(7)
		6月8日	4,454	第1検討チーム(8)
		7月28日	4,454	第2回検討チーム①
		9月4日	4,454	第2回検討チーム②
		10月11日	4,454	第2回検討チーム③
		12月11日	4,454	第2回検討チーム④
		12月25日	82,500	消費者庁補助事業 悪質勧誘事案対応謝
		2月6日	4,454	第2回検討チーム⑤
		3月7日	4,454	第2回検討チーム⑥
		5月8日	11,000	被害回復委員会(9)
		5月8日	4,454	論点整理謝金(エックス)
		6月5日	4,454	エックスヒアリング対応謝金
		6月23日	4,454	エックスヒアリング対応謝金
		6月26日	4,454	被害回復委員会①
		1月27日	4,454	被害回復委員会(6)
		8月2日	4,454	エックス事案ヒアリング対応謝金
		8月29日	4,454	被害回復委員会②
		9月19日	4,454	エックス弁護士団準備会議①
		9月22日	33,000	被害情報検討アドバイザー謝金(大和リポート)
		9月27日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
		10月13日	4,454	エックス弁護士団準備会議②
		10月25日	11,000	被害回復委員会④(実態調査②)

取引先の 氏名等	法人と の関係	役務の 提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
		11月20日	4,454	エックス弁護士団準備会議③
		11月27日	11,000	被害回復委員会⑤(実態調査③)
		12月4日	4,454	エックス弁護士団準備会議④
		1月9日	11,000	被害回復委員会⑥(実態調査④)
		2月19日	4,454	被害回復委員会⑦
		3月22日	4,454	被害回復委員会⑧
		6月13日	55,000	第19回通常総会シンポジウム
		9月27日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
		10月16日	4,454	グランデータ弁護士団準備会議②
		10月25日	11,000	被害回復委員会④(実態調査②)
		11月13日	4,454	グランデータ弁護士団準備会議③
		11月27日	11,000	被害回復委員会⑤(実態調査③)
		12月20日	4,454	グランデータ弁護士団準備会議④
		1月9日	11,000	被害回復委員会⑥(実態調査④)
		1月19日	4,454	ストエネ弁護士団準備会議⑤
		2月5日	4,454	ストエネ弁護士団準備会議⑥
		2月19日	4,454	被害回復委員会⑦
		2月27日	4,454	ストエネ弁護士団準備会議⑦
		2月29日	4,454	ストエネ弁護士団準備会議⑧
		3月13日	4,454	ストエネ弁護士団準備会議⑨
		3月22日	4,454	被害回復委員会⑧
		3月28日	4,454	ストエネ弁護士団準備会議⑩
		4月20日	4,454	第2回検討チーム(7)
		5月23日	4,454	第2回検討チーム(8)
		6月16日	4,454	第2回検討チーム①
		6月16日	11,000	書面起案謝金(ハッピーライフイオ)
		7月31日	4,454	第1検討チーム①
		8月22日	4,454	第1検討チーム②
		4月26日	4,454	第1検討チーム(7)
		6月8日	4,454	第1検討チーム(8)
		6月8日	22,000	順天訴訟 金銭管理責任者業務報酬
		7月24日	4,454	第3検討チーム①
		8月23日	4,454	検討事案選定会議③
		9月7日	4,454	第3検討チーム②
		10月16日	4,454	第3検討チーム③
		11月29日	4,454	第3検討チーム④
		1月24日	4,454	検討事案選定会議⑧
		2月13日	4,454	第3検討チーム⑥
		3月12日	4,454	第3検討チーム⑦
		5月8日	4,454	被害回復委員会(9)
		5月8日	11,000	論点整理謝金(グランデータ)
		6月26日	4,454	被害回復委員会①
		1月27日	4,454	被害回復委員会(6)
		8月29日	4,454	被害回復委員会②
		8月30日	2,200,000	順天堂被害回復訴訟成功報酬
		9月21日	4,454	グランデータ弁護士団準備会議①
		9月22日	33,000	被害情報検討アドバイザー謝金(グランデータ)
		9月27日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
		10月16日	4,454	グランデータ弁護士団準備会議②
		10月25日	11,000	被害回復委員会④(実態調査②)
		11月9日	556	第4回理事会
		11月13日	4,454	グランデータ弁護士団準備会議③
		11月27日	11,000	被害回復委員会⑤(実態調査③)
		12月20日	4,454	グランデータ弁護士団準備会議④
		1月9日	11,000	被害回復委員会⑥(実態調査④)
		1月19日	4,454	ストエネ弁護士団準備会議⑤
		2月5日	4,454	ストエネ弁護士団準備会議⑥
		2月19日	4,454	被害回復委員会⑦
		2月27日	4,454	ストエネ弁護士団準備会議⑦
		2月29日	4,454	ストエネ弁護士団準備会議⑧
		3月5日	556	第7回理事会
		3月13日	4,454	ストエネ弁護士団準備会議⑨

取引先の 氏名等	法人と の関係	役務の 提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
		3月22日	4,454	被害回復委員会⑧
		3月28日	4,454	ストエネ弁護団準備会議⑩
		4月12日	4,454	検討事案選定会議(10)
		4月20日	4,454	第2回検討チーム(7)
		5月23日	4,454	第2回検討チーム(8)
		5月30日	60,500	エーチームアカデミー弁護団会議差止訴訟上告審着手金
		6月16日	4,454	第2回検討チーム①
		7月28日	4,454	第2回検討チーム①
		9月4日	4,454	第2回検討チーム②
		9月21日	4,454	グランデータ弁護団準備会議①
		10月16日	4,454	グランデータ弁護団準備会議②
		10月18日	4,454	検討事案選定会議⑤
		10月25日	11,000	被害回復委員会④(実態調査②)
		11月13日	4,454	グランデータ弁護団準備会議③
		12月11日	4,454	第2回検討チーム④
		12月20日	4,454	グランデータ弁護団準備会議④
		1月19日	4,454	ストエネ弁護団準備会議⑤
		2月5日	4,454	ストエネ弁護団準備会議⑥
		2月6日	4,454	第2回検討チーム⑤
		2月21日	4,454	検討事案選定会議⑨
		2月27日	4,454	ストエネ弁護団準備会議⑦
		2月29日	4,454	ストエネ弁護団準備会議⑧
		3月7日	4,454	第2回検討チーム⑥
		3月13日	4,454	ストエネ弁護団準備会議⑨
		3月28日	4,454	ストエネ弁護団準備会議⑩
		5月16日	556	第(12)回理事会
		8月30日	4,454	差止請求委員会②
		9月25日	4,454	差止請求委員会③
		10月5日	556	第3回理事会
		10月26日	4,454	不動産賃貸借検討チーム①
		12月18日	4,454	不動産賃貸借検討チーム②
		1月15日	4,454	差止請求委員会⑥
		1月23日	556	第6回理事会
		1月31日	4,454	不動産賃貸借検討チーム③
		2月19日	4,454	不動産賃貸借検討チーム④
		3月5日	556	第7回理事会
		3月11日	4,454	不動産賃貸借検討チーム⑤
		3月19日	11,000	3/11 論点整理謝金(アーハネスト)
		4月27日	4,454	建築検討チーム(1)
		5月8日	4,454	被害回復委員会(9)
		5月8日	11,000	論点整理謝金(桧屋住宅)
		5月25日	4,454	建築検討チーム(2)
		6月26日	4,454	被害回復委員会①
		1月27日	4,454	被害回復委員会(6)
		8月8日	4,454	桧屋住宅 情報提供資料説明対応謝金
		8月29日	4,454	被害回復委員会②
		9月27日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
		9月29日	11,000	書面起案謝金(ウルフ)
		10月25日	11,000	被害回復委員会④(実態調査②)
		11月2日	4,454	建築請負検討チーム①
		11月27日	11,000	被害回復委員会⑤(実態調査③)
		11月30日	4,454	建築請負検討チーム②
		1月9日	11,000	被害回復委員会⑥(実態調査④)
		1月23日	4,454	建築請負検討チーム③
		2月13日	4,454	建築検討チーム④
		2月19日	4,454	被害回復委員会⑦
		3月18日	4,454	建築検討チーム⑤
		3月19日	11,000	2/13 論点整理謝金(アイダ設計②)
		3月22日	4,454	被害回復委員会⑧
		4月19日	4,454	JAEXA事案打ち合わせ
		5月8日	4,454	被害回復委員会(9)
		5月8日	11,000	書面起案謝金(ジェキサ)

取引先の 氏名等	法人と の関係	役務の 提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
		5月16日	556	第(12)回理事会
		5月23日	4,454	ジェクサ弁護団準備会議
		6月21日	4,454	ジェクサ弁護団準備会議
		6月26日	4,454	被害回復委員会①
		6月29日	4,454	ジェクサ弁護団準備会議
		1月27日	4,454	被害回復委員会(6)
		7月4日	556	第1回理事会
		7月14日	110,000	ジェクサ被害回復訴訟着手金
		8月29日	4,454	被害回復委員会②
		9月27日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
		11月27日	11,000	被害回復委員会⑤(実態調査③)
		1月9日	11,000	被害回復委員会⑥(実態調査④)
		2月19日	4,454	被害回復委員会⑦
		3月5日	556	第7回理事会
		3月22日	4,454	被害回復委員会⑧
		4月20日	4,454	第2回検討チーム(7)
		5月23日	4,454	第2回検討チーム(8)
		5月31日	60,500	エーチームアカデミー差止訴訟着手金
		8月22日	4,454	第1検討チーム②
		8月23日	4,454	検討事案選定会議③
		9月12日	4,454	第1検討チーム③
		9月20日	4,454	検討事案選定会議④
		9月29日	11,000	論点整理謝金(ソ・ダストリーム)
		10月19日	4,454	第1検討チーム④
		10月19日	11,000	論点整理謝金(ク・アントリク)
		11月20日	4,454	第1検討チーム⑤
		11月30日	11,000	書面起案謝金(ソ・ダストリーム)
		12月20日	4,454	第1検討チーム⑥
		12月25日	11,000	消費者庁補助事業 悪質勧誘事案対応謝金 ワンリーリステッド
		1月15日	4,454	差止請求委員会⑥
		1月24日	4,454	検討事案選定会議⑧
		3月11日	4,454	第1検討チーム⑦
		4月12日	4,000	検討事案選定会議(10)
		4月20日	4,000	第2回検討チーム(7)
		5月17日	4,000	検討事案選定会議(11)
		5月23日	4,000	第2回検討チーム(8)
		6月16日	4,000	第2回検討チーム①
		7月12日	4,000	検討事案選定会議②
		7月24日	4,000	第3検討チーム①
		8月23日	4,000	検討事案選定会議③
		9月7日	4,000	第3検討チーム②
		9月20日	4,000	検討事案選定会議④
		10月16日	4,000	第3検討チーム③
		10月18日	4,000	検討事案選定会議⑤
		10月26日	4,000	不動産賃貸借検討チーム①
		11月15日	4,000	検討事案選定会議⑦
		11月29日	4,000	第3検討チーム④
		12月18日	4,000	不動産賃貸借検討チーム②
		12月18日	4,000	第3検討チーム⑤
		1月24日	4,000	検討事案選定会議⑧
		1月31日	4,000	不動産賃貸借検討チーム③
		2月13日	4,000	第3検討チーム⑥
		2月19日	4,000	不動産賃貸借検討チーム④
		2月21日	4,000	検討事案選定会議⑨
		3月11日	4,000	不動産賃貸借検討チーム⑤
		3月12日	4,000	第3検討チーム⑦
		4月26日	4,454	第1検討チーム(7)
		5月8日	4,454	被害回復委員会(9)
		5月8日	11,000	書面起案謝金(ヘ・ネッセ)
		6月8日	4,454	第1検討チーム(8)
		1月27日	4,454	被害回復委員会(6)

取引先の 氏名等	法人と の関係	役務の 提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
		7月28日	4,454	第2回検討チーム①
		8月23日	4,454	検討事案選定会議③
		9月4日	4,454	第2回検討チーム②
		9月19日	4,454	エックス弁護士団準備会議①
		10月11日	4,454	第2回検討チーム③
		10月13日	4,454	エックス弁護士団準備会議②
		11月20日	4,454	エックス弁護士団準備会議③
		12月4日	4,454	エックス弁護士団準備会議④
		12月11日	4,454	第2回検討チーム④
		12月13日	4,454	検討事案選定会議⑦
		12月25日	11,000	消費者庁補助事業 悪質勧誘事案対応謝金 サカイクリニック
		2月6日	4,454	第2回検討チーム⑤
		3月7日	4,454	第2回検討チーム⑥
		3月26日	4,454	差止請求委員会⑧
		7月24日	4,000	第3検討チーム①
		9月12日	4,000	第3検討チーム②
		10月16日	4,000	第3検討チーム③
		11月29日	4,000	第3検討チーム④
		12月18日	4,000	第3検討チーム⑤
		2月13日	4,000	第3検討チーム⑥
		3月12日	4,000	第3検討チーム⑦
		7月31日	4,000	第1検討チーム①
		8月22日	4,000	第1検討チーム②
		9月12日	4,000	第1検討チーム③
		10月19日	4,000	第1検討チーム④
		11月20日	4,000	第1検討チーム⑤
		12月20日	4,000	第1検討チーム⑥
		3月11日	4,000	第1検討チーム⑦
		4月20日	4,454	第2回検討チーム(7)
		5月23日	4,454	第2回検討チーム(8)
		5月31日	181,500	エーチームアカデミー上告審着手金
		6月14日	4,454	検討事案選定会議①
		6月16日	4,454	第2回検討チーム①
		7月31日	4,454	第1検討チーム①
		8月22日	4,454	第1検討チーム②
		9月12日	4,454	第1検討チーム③
		10月19日	4,454	第1検討チーム④
		11月15日	4,454	検討事案選定会議⑦
		12月25日	63,250	消費者庁補助事業 悪質勧誘事案対応謝金 GOLDMINE
		3月11日	4,454	第1検討チーム⑦
		3月19日	11,000	3/11 論点整理謝金(ハハハラホ)
		4月26日	4,454	第1検討チーム(7)
		5月23日	4,454	ジェクサ弁護士団準備会議
		6月8日	4,454	第1検討チーム(8)
		6月14日	4,454	検討事案選定会議①
		6月21日	4,454	ジェクサ弁護士団準備会議
		6月29日	4,454	ジェクサ弁護士団準備会議
		7月12日	4,454	検討事案選定会議②
		7月14日	220,000	ジェクサ被害回復訴訟着手金
		7月24日	4,454	第3検討チーム①
		10月26日	4,454	不動産賃貸借検討チーム①
		11月29日	4,454	第3検討チーム④
		12月13日	4,454	検討事案選定会議⑧
		12月18日	4,454	不動産賃貸借検討チーム②
		12月18日	4,454	第3検討チーム⑤
		12月25日	77,000	消費者庁補助事業 情報受付サイト改修対応謝金
		1月31日	4,454	不動産賃貸借検討チーム③
		2月13日	4,454	第3検討チーム⑥
		2月19日	4,454	不動産賃貸借検討チーム④

取引先の 氏名等	法人と の関係	役務の 提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
		3月11日	4,454	不動産賃貸借検討チーム⑤
		3月12日	4,454	第3検討チーム⑦
		3月19日	11,000	1/30 論点整理謝金(リーガルスームス)
		3月19日	11,000	2/19 書面起案謝金(リーガルスームス)
		4月12日	4,454	検討事案選定会議(10)
		4月26日	4,454	第1検討チーム(7)
		5月8日	4,454	被害回復委員会(9)
		6月8日	4,454	第1検討チーム(8)
		6月8日	11,000	書面起案謝金(タメー)
		6月26日	4,454	被害回復委員会①
		6月26日	11,000	論点整理謝金(九州電力)
		7月24日	4,454	第3検討チーム①
		8月29日	4,454	被害回復委員会②
		8月30日	2,200,000	順天堂被害回復訴訟成功報酬
		9月7日	4,454	第3検討チーム②
		9月27日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
		10月16日	4,454	第3検討チーム③
		10月18日	4,454	検討事案選定会議⑤
		11月27日	11,000	被害回復委員会⑤(実態調査③)
		11月28日	4,454	差止請求委員会⑤
		11月29日	4,454	第3検討チーム④
		11月30日	22,000	論点整理謝金(やまと)
		11月30日	22,000	書面起案謝金(やまと)
		12月18日	4,454	第3検討チーム⑤
		12月25日	76,082	消費者庁補助事業 悪質勧誘事案対応謝金 やまと
		12月25日	41,250	消費者庁補助事業 情報受付サイト改修対応謝金
		1月9日	11,000	被害回復委員会⑥(実態調査④)
		2月13日	4,454	第3検討チーム⑥
		2月19日	4,454	被害回復委員会⑦
		3月12日	4,454	第3検討チーム⑦
		3月19日	11,000	12/18 論点整理謝金(ベッツファースト)
		3月19日	11,000	2/13 書面起案謝金(ベッツファースト)
		3月22日	4,454	被害回復委員会⑧
		3月27日	4,454	検討事案選定会議⑩
		5月8日	4,454	被害回復委員会(9)
		6月26日	4,454	被害回復委員会①
		1月27日	4,454	被害回復委員会(6)
		7月28日	4,454	第2回検討チーム①
		8月10日	4,454	Dr.Y弁護士準備会議①
		8月29日	4,454	被害回復委員会②
		8月31日	4,454	Dr.Y弁護士準備会議②
		9月4日	4,454	第2回検討チーム②
		9月20日	4,454	検討事案選定会議④
		9月21日	4,454	グランデータ弁護士準備会議①
		9月25日	4,454	Dr.Y弁護士準備会議③
		9月27日	11,000	被害回復委員会③(実態調査①)
		10月11日	4,454	第2回検討チーム③
		10月16日	4,454	グランデータ弁護士準備会議②
		10月24日	4,454	Dr.Y弁護士準備会議④
		10月25日	11,000	被害回復委員会④(実態調査②)
		11月13日	4,454	グランデータ弁護士準備会議③
		11月27日	11,000	被害回復委員会⑤(実態調査③)
		10月11日	11,000	論点整理謝金(アニメイト)
		12月11日	4,454	第2回検討チーム④
		12月20日	4,454	グランデータ弁護士準備会議④
		1月9日	11,000	被害回復委員会⑥(実態調査④)
		1月19日	4,454	ストエネ弁護士準備会議⑤
		1月24日	4,454	検討事案選定会議⑧
		1月27日	137,500	山梨県差止訴訟着手金
		1月30日	5,080	山梨差止期日① 交通費

取引先の 氏名等	法人と の関係	役務の 提供年月日	対価の額	役務提供の内容等 (※会議名のみ記載はその会議への出席謝金の意)
		2月19日	4,454	被害回復委員会⑦
		2月27日	4,454	ストエネ弁護団準備会議⑦
		2月29日	4,454	ストエネ弁護団準備会議⑧
		3月7日	4,454	第2回検討チーム⑥
		3月13日	4,454	ストエネ弁護団準備会議⑨
		3月22日	4,454	被害回復委員会⑧
		3月28日	4,454	ストエネ弁護団準備会議⑩